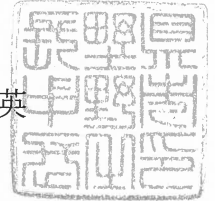


5第8469号
令和6年1月31日

中野市環境審議会
会長 佐野 啓明 様

中野市長 湯本 隆英



中野市一般廃棄物処理手数料について（諮問）

中野市環境審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり審議会の意見を求めます。

記

1 中野市一般廃棄物の処理手数料のうち、し尿及び家庭雑排水汚泥について

(1) 料金改定内容 別表（案）のとおり

(別 表)

し尿料金 (案)

(単位：円)

種別	区分		手数料
し尿 (1回につき)	基本料金	180 リットル以下	1,800
	超過料金	180 リットルを超える場合は、その 超える 18 リットル (18 リットル未 満の端数は、18 リットルとする。) ごとに	180
	特別加算料金	清掃車が使用するくみ取りホース の長さが 40 メートルを超えるくみ 取りを行う場合	100

家庭雑排水汚泥処理手数料 (案)

(単位：円)

種別	区分		手数料
家庭雑排水汚泥 (1回につき)	基本料金	100 リットル未満	1,451
		100 リットル以上 150 リットル未満	1,894
		150 リットル以上 200 リットル未満	2,325
		200 リットル以上 250 リットル以下	2,756
	超過料金	250 リットルを超える場合は、その 超える 50 リットル (50 リットル未 満の端数は、50 リットルとする。) ごとに	433

し尿料金（現行）

（単位：円）

種別	区分		手数料
し尿 （1回につき）	基本料金	180 リットル以下	1,670
	超過料金	180 リットルを超える場合は、その 超える 18 リットル（18 リットル未 満の端数は、18 リットルとする。） ごとに	167
	特別加算料金	清掃車を使用するくみ取りホース の長さが 40 メートルを超えるくみ 取りを行う場合	100

家庭雑排水汚泥処理手数料（現行）

（単位：円）

種別	区分		手数料
家庭雑排水汚泥 （1回につき）	基本料金	100 リットル未満	1,356
		100 リットル以上 150 リットル未満	1,770
		150 リットル以上 200 リットル未満	2,173
		200 リットル以上 250 リットル以下	2,576
	超過料金	250 リットルを超える場合は、その 超える 50 リットル（50 リットル未 満の端数は、50 リットルとする。） ごとに	404